

## 災害時の対応について

これは、平成29年4月17日づけでお知らせした文書を、一部修正したものです。

### 災害発生時（主に地震）の対策方法について

災害（地震は震度5以上）が発生した場合には、学校では速やかに災害対策本部を設置し、下記のとおり児童生徒の安全確保に努めます。御理解、御協力をお願いいたします。

#### 記

#### 1 児童生徒が学校にいるときの災害

##### （1）校内での避難

- ・安全な場所に児童生徒を誘導し、保護者や施設関係者に引渡すまで教職員が保護します。

##### （2）校外に避難する場合

- ・学校での安全確保が難しいと判断した場合、校外の安全な広域避難場所等に避難します。その場合には避難場所を掲示するとともに、連絡員を学校に残します。
- ・広域避難場所は「柏の葉公園」です。
- ・教職員は、保護者や施設関係者と連絡を取り、引渡すまでは児童生徒を保護します。

##### （3）保護者との連絡

###### ①一般の電話連絡が可能な場合

- ・自宅生は学級担任が、各施設には連絡係の教師が連絡をします。
- ・災害時の電話連絡は混乱が予想されますので、学校の電話回線確保のため、必ず学校から家庭に連絡するようにします。家庭から学校への連絡はしないようにお願いします
- ・被害状況や交通機関の状況について情報交換をするとともに、児童生徒の引渡しについて相談します。
- ・災害本部に保護者からの情報を報告し、本部の指示により、児童生徒の引渡しの仕方を再度連絡します。

###### ②一般の電話連絡が不可能な場合

- ・スクールメールを送信したり、NTTの『171』回線を利用したりして、学校からの連絡を伝えます。連絡を確認して、児童生徒を迎えに来るようにお願いいたします。  
※再生方法『171』→『2』→『04-7133-5631』→『伝言再生』
- ・『171』回線も使用不可能な場合には、ラジオ等の公共の情報を参考に、お迎えをお願いいたします。

(4) 保護者への引渡し方

<スクールバス通学生>

○スクールバスの 運行が可能な場合	・災害本部で発車時刻を検討し、保護者に連絡の上、引渡します。
○スクールバスの 運行が不可能な場合	・保護者と連絡を取り、学校に迎えに来ていただきます。

<自力通学生>

・交通機関の混乱により、生徒だけでの下校は危険が予想されますので、学級担任が保護者と連絡を取り、その上で学校まで迎えに来ていただきます。
--

<各施設>

・各施設と連絡を取り、引渡し方を決定します。
------------------------

2 通学途上での災害

<スクールバス通学生>

○自宅から スクールバス停留所間	・保護者が災害状況を判断し、児童生徒を速やかに自宅に誘導してください。
○スクールバスに乗車中	・バス運転手は学校へ連絡を取り、校長の指示に従って児童生徒を安全な場所に誘導します。
	☆電話が繋がらず、校長の指示を受けることができなかった場合 ①バス停からの自力通学など、保護者の迎えがない場合 →児童生徒を下車させず、学校へ連れて戻ります。 ②バス停で保護者が迎える場合 →児童生徒を引渡します。 ◆学校へ連れ戻った児童生徒の引渡し →保護者に学校に迎えに来ていただきます。

<交通機関を利用する自力通学生>

○自宅から 最寄り駅またはバス停留所間	・保護者が災害状況を判断し、生徒を速やかに自宅に誘導してください。
○電車や路線バスに乗車中	・保護者、学校共に生徒の避難状況について情報を得るように努力し、避難場所に急行して生徒を保護するようにします。
○各バス停（十余二・高田原交番前 ・柏特別支援学校入り口・柏の葉キャンパス駅）と学校間 ○初石駅と流山高校間 〈流山分教室生徒〉	・教職員が通学路を巡視し、生徒の発見と安全確保に努めます。

<徒歩自力通学生>

・保護者が災害状況を判断し、生徒を自宅に誘導してください。
-------------------------------